

「みえ森と緑の県民税」普及啓発業務委託仕様書

1 目的

三重県では、平成26年度に「みえ森と緑の県民税」（以下、税という）を導入し、「災害に強い森林づくり」と「県民全体で森林を支える社会づくり」に取り組んでいます。

導入から10年が経過する中、令和4年度に実施した「三重の森林づくりに関する県民意識調査」では、税の認知度は19.5%に留まっており、県民の皆さんに対するさらなる普及啓発が必要です。さらには、税を活用した事業の成果や効果と併せて、森林の大切さや木材利用の意義について発信することも必要となっています。

本業務では、さまざまな広報媒体を活用した幅広い普及啓発活動とターゲットを絞った普及啓発活動を効果的に実施することで、税の認知度向上と併せて、森林の大切さや木材利用の意義についての理解促進を図ることを目的とします。

2 委託業務名

「みえ森と緑の県民税」普及啓発業務

3 委託期間

契約の日から令和6年2月29日（木）まで

4 委託業務の内容

(1) さまざまな広報媒体を活用した普及啓発（3媒体以上）

テレビ、ラジオ、新聞、インターネット、YouTube、SNS、映画館CMなど、さまざまな広報媒体を活用した普及啓発を以下の点に留意しつつ、3媒体以上実施する。

- ・さまざまな年代に情報が届くよう、バランスのとれた媒体を選定すること。
- ・期間を通じてバランスの取れた普及啓発を行うこととするが、1媒体については7月を含んだ期間に実施すること。
- ・税を活用した事業の成果や効果と併せて、森林の大切さや木材の利用意義についても発信する内容とすること。
- ・既存の普及啓発物品と併せて、(3)で制作する普及啓発ツール・グッズを効果的に活用すること。

(2) 自然体験に関心のある方にターゲットを絞った普及啓発（1件以上）

税の普及啓発を効果的に進めるため、例えば、キャンプ場などの自然体験施設での発信、アウトドア関係イベントでの発信、アウトドア関連企業と連携した発信など、自然体験に関心のある者にターゲットを絞った普及啓発を以下の点に留意しつつ、1件以上実施する。

- ・税を活用した事業の成果や効果と併せて、森林の大切さや木材利用の意義についても発信する内容とすること。
- ・既存の普及啓発物品と併せて、(3)で制作する普及啓発ツール・グッズを効果的に活用すること。

(3) 普及啓発ツール・グッズの制作（2種類以上）

(1)及び(2)の普及啓発活動を効果的に実施するための普及啓発ツール・グッズを以下の点に留意しつつ、2種類以上制作する。

- ・既存の普及啓発ツール・グッズ以外の新たなものとする。

- ・(1) 及び(2) で使用した余りのツール・グッズは県に納入すること。

なお、(1)～(3)の業務の概要、実施方法、工程計画を含めた業務計画書を作成すること。

(4) 提案の参考とする資料

以下の資料を参考にしつつ、提案を実施すること。

- ・三重の森林づくりに関する県民意識調査結果報告書
<https://www.pref.mie.lg.jp/MIDORI/HP/000268771.htm>
- ・e-モニターの調査結果
<https://www.pref.mie.lg.jp/common/content/001047602.pdf>
- ・みえ森と緑の県民税事業成果報告書
<https://www.pref.mie.lg.jp/common/content/001038208.pdf>

(5) 活用可能な既存の普及啓発ツール・グッズ

以下の普及啓発ツール・グッズについて、記載の数量を限度に県から提供可能とする。また、データの提供は可能とし、必要な場合は受託者にて追加で作成すること。

(サンプルは別紙のとおり)

- ・チラシ (A4 サイズ 1 ページ) : 600
- ・リーフレット (A4 サイズ 観音開き) : 400
- ・ポスター (B2 サイズ) : 40
- ・クリアファイル (3 種類) : 800 (3 種類合計)
- ・PR 動画 : データの提供
<https://www.pref.mie.lg.jp/MIDORI/HP/m0118500202.htm>

(6) その他

- ・事業実施にあたっては、提案事項をもとに事業の内容・詳細を三重県と協議のうえ決定し、実施すること。
- ・仕様書に記載のない事項は、三重県と協議のうえ決定し、実施すること。
- ・作業の方針、内容等につき疑義が生じた場合は、その都度三重県と協議のうえ対応すること。
- ・見積りには、委託業務の実施に必要な費用の一切を含めること。

5 成果品等の提出

本業務終了後、履行期限までに事業実績にかかる業務完了報告書 1 部及び業務で作成した電子データ等を提出すること。本契約に基づく成果品（普及啓発ツール・グッズや各種電子データ等）の所有権は、三重県への成果品の引渡し完了したときに、三重県に移転するものとする。また、成果品の著作権は、成果品の引渡し完了と同時に三重県に譲渡されるものとする。

(1) 納入期限 令和 6 年 2 月 29 日 (木)

(2) 提出先 三重県農林水産部みどり共生推進課

6 監督及び検査

契約条項の定めるところによります。

7 その他

- (1) 受託者は、本業務の実施の過程において発注者から指示されたことについては、迅速かつ的確に実施するものとする。
- (2) 再委託を行う場合は、事前に三重県の実情を取り付け、再委託先事業者の管理監督を行うこと。なお、再委託先に対して、業務遂行上必要に応じて業務監督職員が直接に指示監督する場合があります。
- (3) 本委託業務における契約不適合責任は、契約終了の日から1年間とし、この間に契約不適合が発見された場合は、受託者の責任において補修等を行うものとする。
- (4) 受託者は、業務の履行にあたって「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」に規定する暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等（以下 暴力団等という。）による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとします。
 - ア 断固として不当介入を拒否すること。
 - イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。
 - ウ 委託者に報告すること。
 - エ 業務の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、委託者と協議を行うこと。
- (5) 受託者が（4）のイ又はウの義務を怠ったときは、三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除要綱第7条の規定により三重県物件関係落札資格停止要綱に基づく落札資格停止等の措置を講じます。